

自由通路公共掲示板使用許可基準

《許可できるもの》

- ① 公共機関が主催・後援、協賛するもの（明記されているもの）
- ② 市内在住者を主な構成員とするグループが主催するイベント。
- ③ 市内在住者を主な構成員とするグループが主催する会員募集。
- ④ 大きさはA 1 サイズ（841mm×594mm）まで

《許可できないもの》

- ① 営利を目的とするもの（間接的なものも含む）
ディナーショー、塾生徒募集など
- ② 明白に虚偽の事項を記載したもの。
- ③ わいせつな事項を記載したもの。
- ④ 人の名誉を毀損し、侮辱するおそれのあるもの。
- ⑤ A 1 以上のサイズの大きさもの。

【その他】

掲示許可期間は、2ヶ月以内とする。但し、再度手続きすれば何度でも掲示可能
ポスターには、必ず連絡先が記入されていること。